

古河市国民健康保険 財政健全化計画

計画期間：令和7(2025)年度～令和12(2030)年度

策定：令和7年2月 古河市

目次

1 計画策定の趣旨	・・・P 2	3 国・県の動向	・・・P10
2 古河市の現状		3-1 国の動向	・・・P11
2-1 被保険者の状況	・・・P 3	3-2 県の動向	
2-2 保険給付費・医療費の状況	・・・P 4	4 財政健全化に向けた方針と取組み	
2-3 保険税率の推移	・・・P 5	4-1 基金積立て	・・・P12
2-4 保険税収納率と滞納の状況	・・・P 6	4-2 保険税率の見直し	・・・P13
2-5 赤字の推移	・・・P 7	4-3 保険税収納率の向上	・・・P14
2-6 基金の推移	・・・P 8	4-4 医療費適正化事業の強化①	・・・P15
2-7 保健事業の現状	・・・P 9	4-5 医療費適正化事業の強化②	・・・P16
		5 まとめ	・・・P17

◎赤字とは・・・決算補填目的のための一般会計からの繰入金

◎基金とは・・・国民健康保険財政の健全な運営のために設置されている「支払準備基金」と被保険者の福祉向上のための「国民健康保険出産費資金貸付基金」をいう。

I 計画策定の趣旨

市町村国民健康保険(以下、国保)は、被用者保険と比べ、被保険者に占める高齢者の割合が大きく、医療費水準が高い、低所得者が多く必要な税収の確保が難しい、小規模保険者が多く財政運営が不安定である等の構造的な問題を抱え、厳しい財政運営が続いている。

これらの問題を解決するため、平成30年度の国保制度改革において、国が約3,400億円の公費拡充とともに、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保の財政運営を行うことにより、制度の安定化を図ることとなった。

都道府県が共同保険者となるにあたり、国保財政の健全化を図るため、赤字市町村は都道府県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、赤字削減・解消計画書を策定することとされていた。

古河市は、茨城県が策定した「茨城県国民健康保険運営方針(平成29年7月策定)」を踏まえ、平成31年2月に「古河市国民健康保険赤字削減・解消計画書」(令和元年度～令和6年度)を策定した。

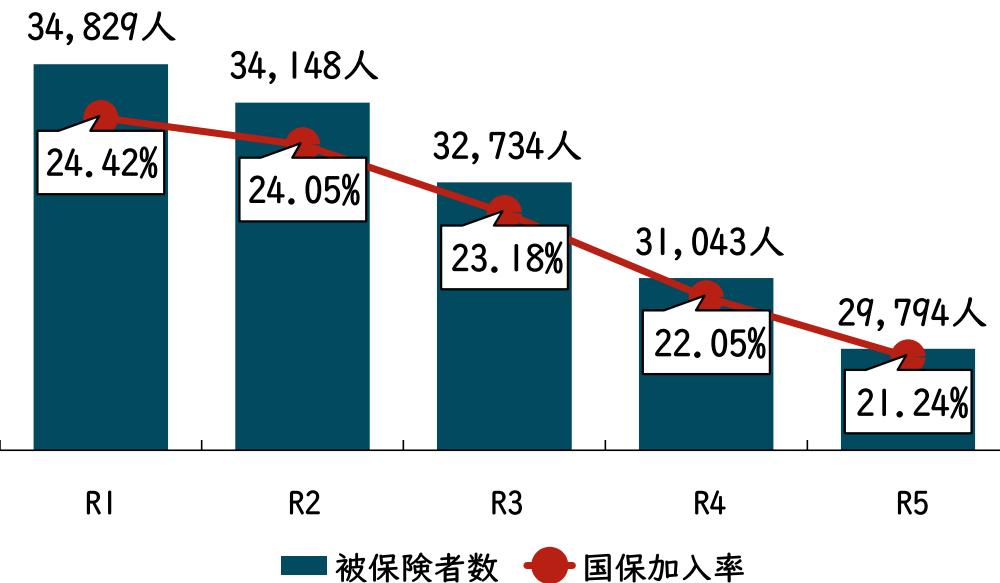
そして、これまで計画書に基づき、赤字削減・解消に向けて保険税率の見直し等を行ってきたが、計画最終年度において目標達成には至っていない。

そこで、新たに「古河市国民健康保険財政健全化計画」(令和7年度～令和12年度)を策定することにより、引き続き赤字解消を進め、財政の安定化を図ることとする。

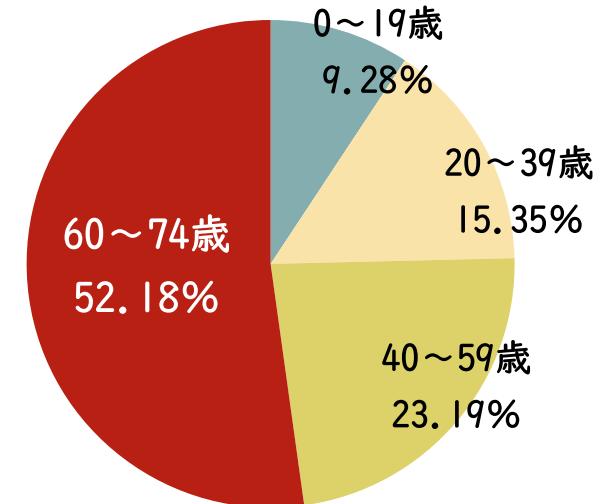
2 古河市の現状

2-1 被保険者の状況

【被保険者数と国保加入率】



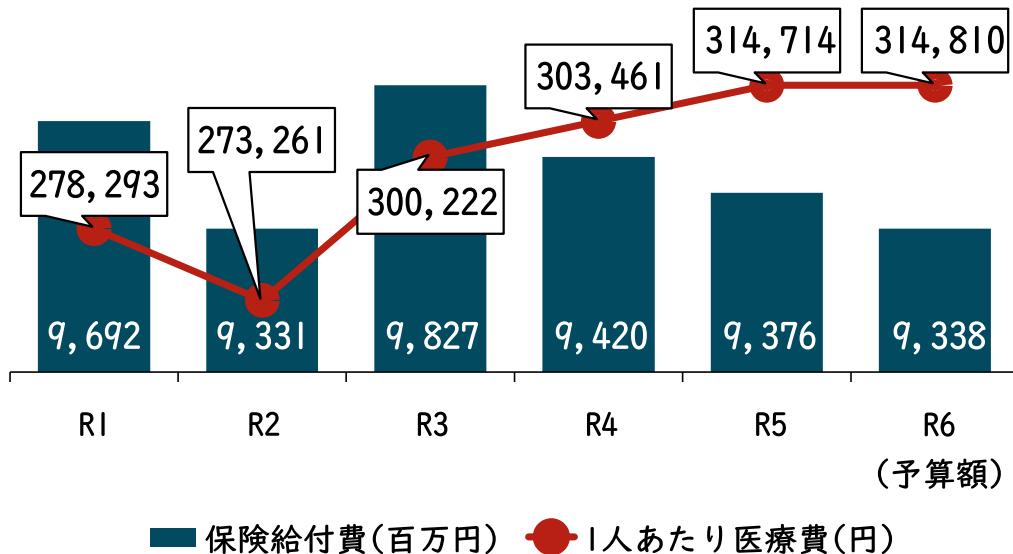
【年齢階層別被保険者数割合】(R6.12月末時点)



- ◎被保険者数、人口に占める国保加入率ともに年々減少が続いており、その要因としては、後期高齢者医療制度への移行や、社会保険適用拡大による社会保険加入等によるものと思われる。
- ◎被保険者の年齢構成を見ると、60歳以上の被保険者が約52%と過半数を占めている。

2-2 保険給付費・医療費の状況

【保険給付費と1人あたり医療費】



◎社会保険適用拡大などによる被保険者数の減少により、保険給付費全体は減少傾向にある。

◎1人あたり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化により増加しており、今後も増加することが見込まれる。

※令和2年度はコロナ禍による受診控え等の理由により全国的に減少し、その反動で令和3年度が増加している。

►方針「4-4 医療費適正化事業の強化」P15

2-3 保険税率の推移

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
医療	所得割	7.36%	7.85%	7.85%	6.41%	6.41%	6.72%
	均等割	17,300円	18,300円	18,300円	32,400円	32,400円	35,800円
	平等割	20,000円	21,100円	21,100円	—	—	—
支援	所得割	1.97%	2.15%	2.15%	2.46%	2.46%	2.85%
	均等割	4,800円	5,100円	5,100円	12,600円	12,600円	15,700円
	平等割	5,400円	5,700円	5,700円	—	—	—
介護	所得割	1.37%	1.50%	1.50%	1.94%	1.94%	2.30%
	均等割	10,900円	11,100円	11,100円	13,600円	13,600円	15,700円

- ◎令和2年度、令和4年度、令和6年度に税率見直しを実施
- ◎令和4年度は3方式から2方式への賦課方式変更に伴う税率改定

►方針「4-2 保険税率の見直し」P13

2-4 保険税収納率と滞納の状況

◎ 収納率の推移

古河市の収納率は県平均を下回っており、年々その乖離は大きくなっている。

	R1	R2	R3	R4	R5
市	92.00%	92.26%	92.80%	92.30%	92.34%
県(平均)	93.06%	93.81%	94.30%	94.25%	94.25%
乖離	-1.06%	-1.55%	-1.50%	-1.95%	-1.91%

※県(平均)：県提供「国民健康保険料(税)収納率」

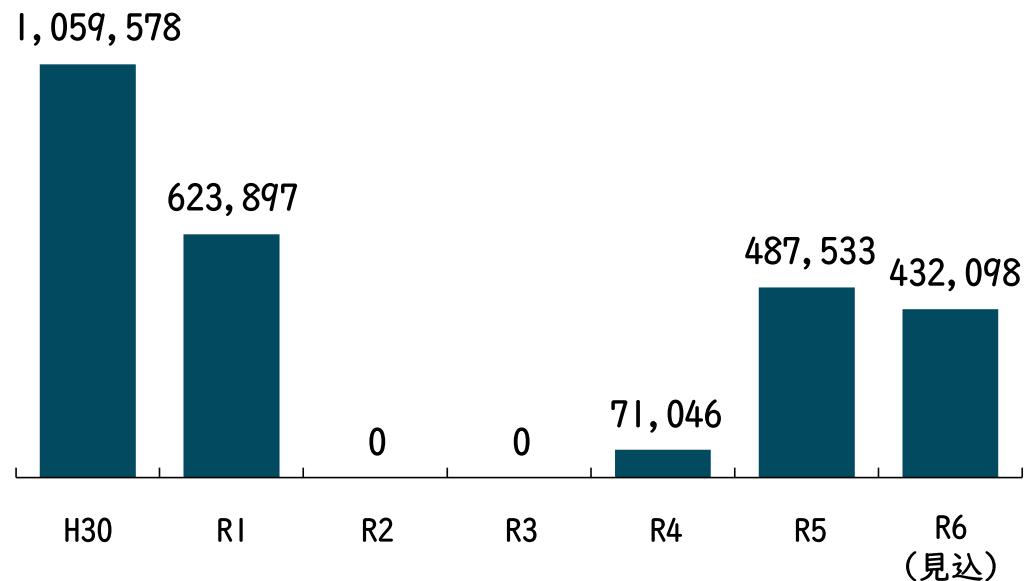
◎ 滞納世帯数と滞納額

	R1	R2	R3	R4	R5
滞納世帯数	4,413世帯	3,949世帯	4,133世帯	4,136世帯	4,130世帯
滞納額	690,845千円	622,321千円	626,058千円	641,997千円	647,416千円

▶方針「4-3 保険税収納率の向上」P14

2-5 赤字の推移

【赤字の推移】(千円)



◎令和2年度と令和3年度は、決算上赤字は発生していない。

しかし、これは茨城県の決算剰余金を活用した納付金の年度間調整(※)によるものであるため、実際は赤字財政が続いている状態である。

※県決算剰余金による事業費納付金の年度間調整
平成30年度と令和2年度に生じた県の決算剰余金を、令和2～4年度の事業費納付金から控除

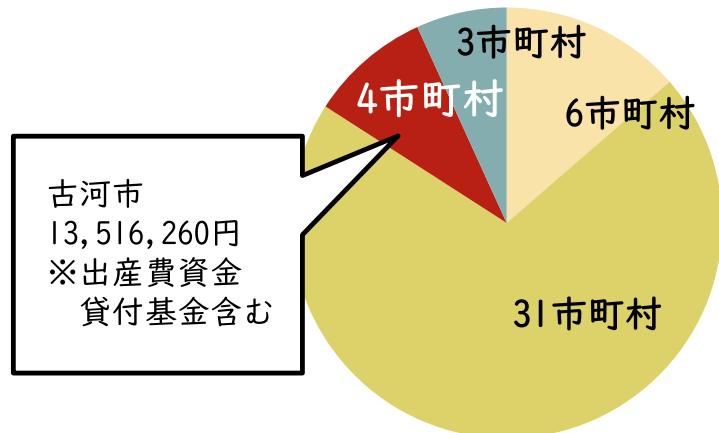
【事業費納付金の年度間調整による控除額】

	R2	R3	R4	R5
控除額	185,566,866円	180,233,380円	151,921,758円	なし

2-6 基金の推移

支払準備基金	H30～R3	R4	R5	R6
前年度末残高	114,407円	114,407円	148,710,154円	8,711,636円
積立て額(利子含)	0円	148,595,747円	1,482円	—
取崩し額	0円	0円	140,000,000円	0円
年度末残高	114,407円	148,710,154円	8,711,636円	—

【県内44市町村 R5年度末基金状況】



■ 10億円以上 ■ 1億円以上 ■ 1千万円以上 ■ 1千万円未満

◎令和3年度の決算剰余金を令和4年度に積立てたが、
令和5年度に決算補填目的のため一部取崩し

◎古河市における令和5年度末基金残高は、県内市
町村と比較して極端に少ない状況

►方針「4-1 基金積立て」P12

2-7 保健事業の現状

健康課題	評価指標	R5実績	目的
生活習慣	特定健康診査受診率(%)	34.3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防 ・早期発見、治療による重症化予防
	特定保健指導実施率(%)	32.0	
	人工透析の新規透析導入者数(人)	19	
	Ⅱ度高血圧以上の者の割合(%)	6.1	
医療費及び受診行動	ジェネリック医薬品利用率(%)	85.96	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化 ・適正受診、適正服薬
	長期多剤服薬者の割合(%)	8.25	
介護及び高齢者支援	要介護(支援)認定者の平均疾病有病数	2.84	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸 ・高齢者支援の充実
	BMI 20.0kg/m ² 以下の者の割合 (75歳以上80歳未満)(%)	10.0	

►方針「4-4 医療費適正化事業の強化①」P15

3 国・県の動向

3-1 国の動向

◎都道府県が作成する「国民健康保険運営方針」の指針となる策定要領を改定

«改定内容» 「保険料水準の平準化」や「財政の均衡」の記載事項への位置付け

法定外繰入金の解消を努力義務とし、運営方針に解消目標年度を記載

◎「保険料水準の統一加速化プラン」の策定(令和5年10月)及び改定(令和6年6月)

«策定内容» ・国保運営方針期間(令和6～令和11年度)を保険料統一に向けた取組みを加速させる期間と位置付け

・令和12年度までに「納付金ベース」で統一を目指す

・次期国保運営方針期間(令和12～令和17年度)の中間年度(令和15年度)までに完全統一を目指す

◎子ども・子育て支援法等の一部を改正(令和6年6月12日公布)

令和8年度から、医療保険者が従来分の保険税と合わせて「子ども・子育て支援金」を賦課、徴収する等の内容を規定

3-2 県の動向

◎ 「第2期茨城県国民健康保険運営方針」の制定(令和6年4月)

«計画期間» 令和6年4月～令和12年3月 ※令和8年に見直し

«制定内容» ①赤字解消・削減の取組み

・県内全市町村で**令和8年度までに赤字解消することを目標とする**

・解消、削減に向けた対応の追加

赤字の要因分析等を行い助言等を行うとともに、市町村ごとの法定外繰入の状況、解消予定年次等の見える化を進める

②目標収納率の設定

令和11年度末の収納率目標を保険者規模ごとに設定 **【古河市：96%】**

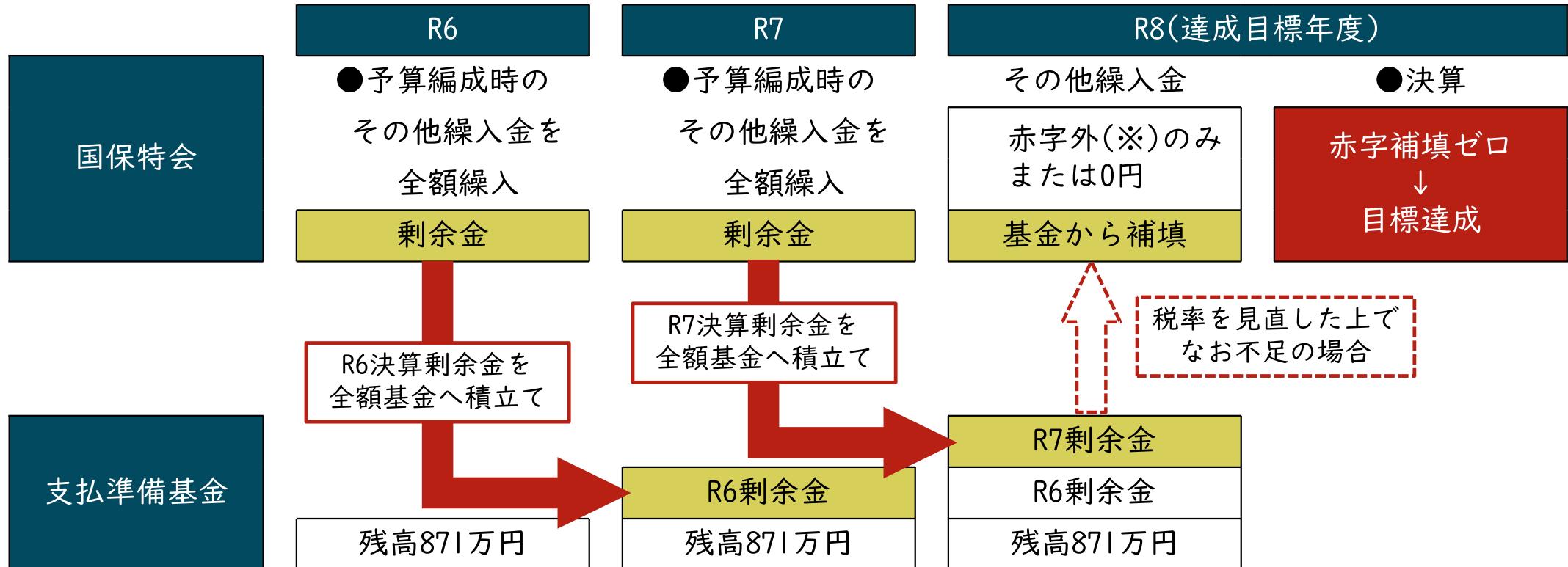
③保険料水準統一に向けた取組み

中間見直し時点の状況を見て、改めて判断する方針

4 財政健全化に向けた方針と取組み

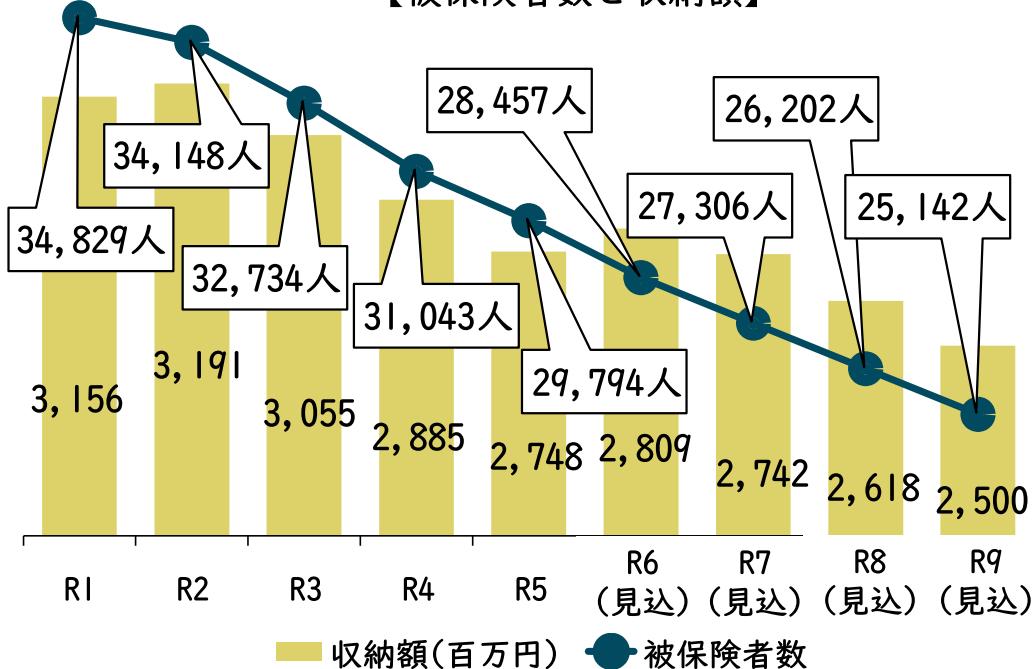
4-1 基金積立て

◎令和8年度に赤字解消とするための取組み



4-2 保険税率の見直し

【被保険者数と収納額】



【標準保険料率との比較】

		R6 保険税率	標準 保険料率	乖離
医療	所得割	6.72%	7.39%	-0.67%
	均等割	35,800円	44,529円	-8,729円
支援	所得割	2.85%	3.34%	-0.49%
	均等割	15,700円	19,636円	-3,936円
介護	所得割	2.30%	2.79%	-0.49%
	均等割	15,700円	20,292円	-4,592円

- ◎今後も被保険者数の減少が見込まれ、令和6年度の税率を維持した場合、収納額も減少
- ◎現行の税率では、県が示す標準保険料率と比較すると大きく乖離しているため、将来的な保険料率統一に向けてこの乖離を是正していくことにより、赤字解消を目指す。

※標準保険料率：市町村が税率設定において具体的に参考とすることができるよう、県が示す率

4-3 保険税収納率の向上

◎県が設定する目標「令和11年度末96%」を目指し、収納課と連携しながら収納率向上を図る。

【収納率の目標】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市	92.34%	93.04%	93.74%	94.44%	95.14%	95.84%
県	—	—	—	—	—	96.00%

◎具体的な取組み

- ・納付しやすい環境の整備
納付書や口座振替、PayPayなどのスマートフォンアプリ等、複数の納付方法から選択可能
- ・現年度課税未納者への自動音声電話催告の実施
令和5年度：5,557件【実施回数：R5.9月～R6.3月まで7回実施】
令和6年度：6,957件(令和7年1月時点) 【実施回数：R6.4月、R6.9月～R7.3月まで8回実施予定】
- ・現年度のみ未納者へ年3回以上催告書を送付

4-4 医療費適正化事業の強化①

◎第2次古河市国民健康保険保健事業総合計画に基づき、生活習慣の改善を支援する。

- ・早期発見、治療のための特定健康診査の受診率向上
- ・適正受診、適正服薬、健康寿命の延伸

【保健事業の評価目標】

評価指標	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率(%)	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
特定保健指導実施率(%)	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
人工透析の新規透析導入者数(人)	21	21	21	20	20	20
Ⅱ度高血圧以上の者の割合(%)	5.7	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2
ジェネリック医薬品利用率(%)	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
長期多剤服薬者の割合(%)	7.71	7.58	7.45	7.32	7.19	7.06
要介護(支援)認定者の平均疾病有病数	2.85	2.83	2.81	2.79	2.76	2.73
BMI 20.0kg/m ² 以下の者の割合 (75歳以上80歳未満)(%)	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6

※第2次古河市国民健康保険保健事業総合計画(令和6～令和11年度)から抜粋

4-5 医療費適正化事業の強化②

◎保険給付の適正な実施

①第三者行為に係る求償事務

当事者(加害者)が負担すべき第三者行為(交通事故等)に係る医療給付費の求償事務を適正に行う。

②不当利得の返還請求事務

資格喪失後受診による不当利得の回収について、被保険者や医療機関を介さず、直接保険者同士で調整する「保険者間調整」を積極的に活用し、速やかな債権の回収に努める。

◎各種事業の取組みを推進することにより、**保険者努力支援制度交付金**や**県特別交付金（県繰入分）**の確保に努める。

5まとめ

国や県の動向からも国保の赤字解消は喫緊の課題であり、現に「茨城県国民健康保険運営方針」には、県内全市町村で令和8年度までに赤字解消を目標と明記されている。

古河市の課題のひとつとして「保険税率の低さ」が挙げられ、今後さらなる被保険者数の減少により収納額の減少も見込まれるため、税率の見直しは避けられない状況である。

また、将来的な保険税率の県内統一を見据え、今後の急激な税額の上昇を避けるためにも、市町村標準保険料率に向けた段階的かつ継続的な税率改定が必要である。

加えて、市としての**体質改善に取組むべきポイントとして「安定的な国保財政運営のための基金積立て」、「収納率の向上」、「保健事業の実施による医療費抑制」、「保険者努力支援制度の活用による更なる交付金の獲得」**が挙げられる。これらを、国保年金課に加え、財政部門、収納部門等との連携により市全体の取組みとしていくことで、効率・効果的な健全化を推し進めていくことができると考える。

国保財政は、県に納める事業費納付金の額が大きく影響すること、また、医療費の増加や令和8年度から開始予定である「子ども・子育て支援金」などの社会情勢にも左右されるという特性があるため、将来の見通しが不明確である。しかしながら、県の方針である令和8年度に赤字解消をし、それを継続させていくためにも、本計画を定期的に見直し、実情・実績に応じて取組みを更新していくことで、市として真の「健全体質」への移行を目指していく。